

発議第 6 号

利根川水系利根川・江戸川における総合的な治水対策の促進を求める  
意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年 9月 8日

野田市議会議長 平井 正一 様

提出者 野田市議会議員 山口 克己

賛成者 野田市議会議員 竹内 美穂

同 内田 陽一

同 石原 義雄

同

同

同

同

同

同

利根川水系利根川・江戸川における総合的な治水対策の促進を  
求める意見書（案）

野田市は、関東平野のほぼ中央に位置し、一級河川の利根川、江戸川、利根運河に三方を囲まれている。この3河川は、国の管理する河川であり、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画に基づき堤防強化対策などの整備が進められている。

一方、平成27年の水防法の改正に伴い公表された洪水浸水想定区域（想定最大規模）は、想定し得る最大規模の降雨（千年に1回程度）により川の水が増水し破堤した場合の想定とされている。これによると、野田市では市域の大半が浸水する想定とされ、特に市の北部に位置する川間地区、関宿地域においては、浸水深が最高20メートル、最低でも0.5メートルと想定されている。このため、野田市においては、風水害時の指定避難所55か所のうちこれらの地区にある34か所の指定を解除することになり、残る21か所の指定避難所においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため収容人数を削減せざるを得ない現状にある。

洪水浸水想定区域は、平時より水害リスクを認識した上で、河川の氾濫時の危険箇所や避難場所について正確な情報を住民に知っていただくことを目的に作成されたものであることは十分に理解するところである。しかし、千年に1回程度の確率とはいえ、大型化する台風や集中豪雨が頻発する中で洪水浸水想定区域内に居住する住民は不安を抱えたまま生活を送らざるを得ない。

については、想定される災害の未然防止または軽減対策として、利根川水系利根川・江戸川、利根運河における総合的な治水対策の促進はもとより、住民の不安を低減させるため堤防強化策などの事業促進を強く求める。

以上、地方自治法第99条により、意見書を提出する。

令和2年 月 日

野田市議会議長

内閣総理大臣 宛て  
財務大臣  
国土交通大臣

発議第 7 号

オウム真理教後継団体（アレフ、ひかりの輪、山田らの集団）に対する  
公安調査庁による観察処分の期間更新を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年 9月 8日

野田市議会議長 平井 正一 様

提出者 野田市議会議員 竹内 美穂

賛成者 野田市議会議員 山口 克己

同 内田 陽一

同 石原 義雄

同 星野 幸治

同 小室美枝子

同 谷口 早苗

同

同

同

同

オウム真理教後継団体（アレフ、ひかりの輪、山田らの集団）に対する  
公安調査庁による観察処分の期間更新を求める意見書（案）

オウム真理教は地下鉄サリン事件をはじめとして、数々の反社会的な行為を実行した団体であり、そのオウム真理教後継団体（アレフ、ひかりの輪、山田らの集団）に対する「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（以下、「団体規制法」という。）、に基づく観察処分の期間が令和3年1月に満了を迎えようとしている。

オウム真理教後継団体は、依然として危険な教義を保持しつつ、勧誘活動等を全国で行っており、本市内においても、オウム真理教後継団体アレフの拠点施設が1か所あり、公安調査庁により行われた立入検査により活動の実態が確認されている。

市内にオウム真理教後継団体の活動拠点があることにより、地域住民をはじめとする野田市民は、大きな不安を抱きつつ生活を送っている状況である。

このような状況の中、観察処分が更新されなければ、オウム真理教後継団体の活動内容が一切明らかにされず、市民の不安はますます高まることが懸念される。

よって、野田市議会は、オウム真理教後継団体（アレフ、ひかりの輪、山田らの集団）を引き続き観察処分とすることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条により、意見書を提出する。

令和2年 月 日

野田市議会 議長

法務大臣 宛て  
公安調査庁長官  
公安審査委員会委員長

発議第 8 号

国における2021年度教育予算拡充に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年 9月15日

野田市議会議長 平井 正一 様

提出者 文教福祉委員会委員長 木名瀬 宣人

## 国における2021年度教育予算拡充に関する意見書（案）

教育は、憲法、子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子供たちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。

社会の変化とともに子供たち一人一人を取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子供の安全確保等の課題が山積している。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに各地で地震や豪雨、台風などの大規模な災害、そして、新型コロナウイルス感染症の拡大と立て続けに発生した。災害からの復興、感染症の克服はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。子供たちの健全育成を目指し豊かな教育を実現させるためには、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、2021年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- 1 災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること。
- 2 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。
- 5 子供たちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- 6 老朽化等による危険を伴う校舎・ブロック塀の改築や、更衣室、洋式トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- 7 子供の安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。
- 8 感染症に伴う臨時休校等により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じるような財政措置を講じることなど。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子供たちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

野田市議会 議長

内閣総理大臣  
財 務 大 臣  
文部科学大臣  
総 務 大 臣

宛て

発議第 9 号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年 9月15日

野田市議会議長 平井 正一 様

提出者 文教福祉委員会委員長 木名瀬 宣人



## 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(案)

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子供たちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止についても議論されている。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子供たちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

野田市議会議長

内閣総理大臣 宛て  
財務大臣  
文部科学大臣  
総務大臣